

土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針

第1 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況等の調査

1 土地の改変時における過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等の調査
埼玉県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第80条第1項の規定による土地改変者の調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質を取り扱っていた事業所の設置の状況その他の土地の利用履歴

改変予定地の登記簿、過去の状況が分かる地図、航空写真又は過去の土地若しくは建物の所有者若しくは近隣の居住者からの聞き取り等により、特定有害物質取扱事業所の設置の状況等土地の利用履歴について調査すること。

なお、土壌の汚染に関する調査又は浄化対策の実施歴がある場合には、土地の利用履歴に含めること。

(2) 特定有害物質の取扱いの状況

土地の利用履歴等の調査により、過去に特定有害物質を取り扱っていたことが明らかになった場合は、次に掲げる事項について調査すること。

ア 特定有害物質の使用の状況

使用場所、使用目的、使用量（濃度を含む。）、使用方法、使用設備及び使用時期

イ 特定有害物質の保管の状況

保管場所、保管方法、保管量（濃度を含む。）及び保管時期

ウ 特定有害物質の排出の状況

排出経路、処理方法、排出方法（排出ガス、排出水、廃棄物等）及び排出量（濃度を含む。）

エ 事故の状況

特定有害物質に係る事故の内容及び漏えい量等

2 汚染の状況等の調査

条例第77条第1項、第79条第1項又は第80条第2項の規定による土壌又は地下水の汚染の状況の調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

なお、当該調査は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定する者に行わせるものとする。

(1) 特定有害物質の取扱いの状況（条例第77条第1項又は第79条第1項の規定による調査に限る。）

1の(2)に準拠して、調査すること。

(2) 特定有害物質による土壌の汚染の状況

対象地内の土壌について汚染のおそれがあると判明した場合には、特定有害物質による土壌の汚染の状況について、次に掲げる方法により調査すること。

ア 汚染の状況の概況調査

(7) 調査対象物質

調査の対象とする物質(以下「調査対象物質」という。)は、1の(2)又は2の(1)により把握した特定有害物質とする。また、当該特定有害物質以外の任意の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質(以下「親物質」という。)については、当該特定有害物質が土壌で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質(以下「分解生成物」という。)についても調査対象物質とする。

トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

(イ) 調査対象区域

1の(2)又は2の(1)の情報により、特定有害物質の取扱いの履歴等を把握した対象地を調査の対象とする区域(以下「調査対象区域」という。)とする。調査対象区域における土壌の特定有害物質による汚染のおそれ

を推定するための有効な情報を把握し、調査対象物質ごとに、次に掲げる区分に分類する。

a 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

次のいずれかに該当する土地

- (a) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地
- (b) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている土地

b 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地からその用途が全く独立しているとはいえない土地

c 汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

a 及び b に該当しない土地

(7) 調査方法

(1)で分類した区分により調査対象区域の区画を決定し、特定有害物質の種類ごとに定める方法により調査する。

a 調査対象区域の区画の選定

- (a) 調査対象区域の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象区域を区画すること。

ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象区域を区画することができる。

- (b) (a)の場合において、区画された調査対象区域（以下「単位区画」

という。)であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

(c) 調査対象区域を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により調査対象区域を分割して試料採取等の対象区域（以下「30メートル格子」という。）とすること。

b 試料採取等の方法

調査対象物質について、次に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ次に定める土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）を行うこと。

<p>特定有害物質の種類</p>	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレン（以下「第一種特定有害物質」という。）</p>	<p>カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物（以下「第二種特定有害物質」という。）</p>	<p>有機^{りん}リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ（以下「第三種特定有害物質」という。）</p>
------------------	--	--	--

<p>試験料採取等の対象とする区画</p>	<p>1 (イ)のcに掲げる土地を含む単位区画</p> <p>2 (イ)のbに掲げる土地を含む単位区画((イ)のcに掲げる土地を含む単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。)がある場合において次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ当該30メートル格子の中心が調査対象区域にある場合</p> <p>当該30メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>(2) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル</p>	<p>1 (イ)のcに掲げる土地を含む単位区画</p> <p>2 一部対象区画がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が6以上である場合</p> <p>当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画</p> <p>(2) 30メートル格子内にある一部対象区画の数が5以下である場合</p> <p>当該30メートル格子内にある全ての一部対象区画とする。</p>
-----------------------	---	--

	<p>格子の中心が調査対象区域にない場合</p> <p>当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画</p>		
調査種類	<p>土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）</p>	<p>土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）</p> <p>並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）</p>	<p>土壌溶出量調査</p>
試料採取方法※	<p>試料採取等区画の中心（1の(2)又は2の(1)の調査により当該試料採取等区画において埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号。以下「規則」という。）第64条で定める基準（以</p>	<p>1 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、</p>	

	<p>下「土壌汚染基準」という。)を超え る土壌(以下「基 準超過土壌」とい う。)が存在する おそれが多いと認 められる部分があ る場合にあつて は、当該部分にお ける任意の地点。 以下「試料採取地 点」という。)に おいて、土壌中の 気体(当該試料採 取地点における土 壌中の気体の採取 が困難であると認 められる場合にあ つては、地下水)</p> <p>を平成15年環境省 告示第16号(土壌 ガス調査に係る採 取及び測定の方法 を定める件)によ り採取すること。</p>	<p>地表から深さ5センチメートルま での土壌(以下「表層の土壌」とい う。)及び深さ5センチメートルか ら50センチメートルまでの土壌を 採取すること</p> <p>(2) (1)ただし書の規定により土壌を 採取した場合にあつては、採取され た表層の土壌及び深さ5センチメ ートルから50センチメートルまで の土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>(3) 30メートル格子内にある2以上 の単位区画が試料採取等区画であ る場合にあつては、当該2以上の単 位区画に係る(1)の規定により採取 された土壌((2)に規定する場合に は、(2)の規定により混合された土 壌)をそれぞれ同じ重量混合するこ と。</p> <p>2 土壌含有量調査の方法</p> <p>1の(1)から(3)までに定めるところ により、試料採取地点の土壌を採取 し、及び混合すること。</p>	
試 料 分 析 方 法	平成15年環境省告 示第16号によるこ と。	土壌溶出量調査に あつては平成15年 環境省告示第18号 (土壌溶出量調査 に係る測定方法を 定める件)、土壌含 有量調査にあつて は平成15年環境省 告示第19号(土壌含	平成15年環境省告 示第18号によるこ と。

		有量調査に係る測定方法を定める件)によること。
30メートル格子内メ ト ル 格 子 内 に お お け る 特 定 有 害 物 質 の 種 類 ご と に 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 基 準 値 (以下「地下水基準」という。)を 超 え る と き は、 当 該 試 料 採 取 等 区 画 を 含 む 30 メ ー ト ル 格 子 内 に あ る 一 部 対 象 区 画 (試料採取等区画であるものを除く。)において、 ※ 土壌ガス調査を行うこと。	30メートル格子内における土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染基準を超えたときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うこと。	

※ 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該欄の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの欄に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

イ 汚染の状況の詳細調査

(7) 詳細調査対象区画

アによる汚染状況の概況調査の結果、次に掲げる単位区画が判明した場合には、汚染の深さ及び横への広がりについて、詳細な調査を実施すること。

- a 土壌ガス調査において気体から特定有害物質が検出された単位区画
- b 地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた単位区画
- c 土壌溶出量調査において規則第64条第1号に規定する土壌溶出量に係る基準（以下「土壌溶出量基準」という。）土壌溶出量基準を超えた単位区画
- d 土壌含有量調査において規則第64条第2号に規定する土壌含有量に係る基準（以下「土壌含有量基準」という。）土壌含有量基準を超えた単位区画

(イ) 詳細調査の調査対象物質及び調査種類

詳細調査の調査対象物質及び調査種類は、次のとおりとする。

- a 概況調査における土壌ガス調査において検出された特定有害物質及び地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- b aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質である場合であり、かつ、当該特定有害物質が親物質のいずれかに該当する場合、当該親物質の分解生成物については、土壌溶出量調査
- c aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質でない場合であり、かつ、aの特定有害物質が分解生成物であり、当該特定有害物質を分解生成物とする親物質のいずれかが1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質に該当する場合、当該該当する親物質とその分解生成物については、土壌溶出量調査
- d 概況調査において土壌溶出量基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- e 概況調査において土壌含有量基準を超えた特定有害物質については、土壌含有量調査

(ウ) 詳細調査の方法

詳細調査は、次に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ次に定めるボーリング調査を行うこと。

特定有害物	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質又は
-------	-----------	-------------

質の種類		第三種特定有害物質
調査地点	<p>気体から調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点</p>	<p>別表第1に掲げる基準値（以下「第二溶出量基準」という。）を超える土壌が存在する単位区画及び当該単位区画に隣接する単位区画（概況調査において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超えた単位区画に限る。）の試料採取地点。これ以外の単位区画については、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画のうち、調査対象物質ごとに土壌溶出量又は土壌含有量が最も高くなる単位区画において調査を実施すること。なお、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画の数が2以下であり、かつ隣接する30メートル格子において調査を実施する地点が設定されている場合には、当該30メートル格子内の調査を省略することができる。</p>
試料採取深度	<p>調査地点において、次の土壌（1及び2にあっては、地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。ただし、汚染の到達深度が確認できない場合は、到達深度が確認できる深度まで試料採取の対象とすること。なお、第二種特定有害物質及び第</p>	

	<p>三種特定有害物質は、土壌含有量又は土壌溶出量がそれぞれの土壌汚染基準を超えないことが連続する2深度で確認された場合は、それ以深において当該項目の調査は要しない。</p> <p>1 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌）</p> <p>2 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌）</p> <p>3 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）</p> <p>4 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p>
試料分析方法	土壌溶出量調査にあつては平成15年環境省告示第18号、土壌含有量調査にあつては平成15年環境省告示第19号によること。

(3) 特定有害物質による地下水の汚染の状況

(2)の特定有害物質による土壌の汚染の状況の調査に伴い、次のとおり特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査すること。

ア 概況調査

調査対象区域内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査すること。

イ 詳細調査

(2)イの調査において土壌溶出量基準を超えた単位区画が判明した場合には、当該調査対象区域の地下水の汚染の状況を的確に把握できる地点において地下水の汚染の状況（必要に応じて帯水層ごととする。）及び地下水位の状況について調査すること。

地下水の採取に際しては、土壌等の混入、特定有害物質の揮発等に注意して実施すること。

また、調査に際しては、地形図、地質図及び柱状図等から不透水層及び帯水層の状況等を把握して実施すること。

なお、親物質について土壌溶出量基準を超えた場合は、当該親物質の分解生成物についても調査対象物質とする。

3 今後の土地の利用計画

今後の土地の利用形態、建築物等の配置及び土地の改変の内容について整理すること。

第2 土壌又は地下水の汚染処理計画又は汚染拡散防止計画の策定

条例第78条第1項に規定する汚染処理計画又は第79条第2項若しくは第80条第3項に規定する汚染拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ次に定める方法により策定し、実施するものとする。

1 土壌の汚染の状況

特定有害物質ごとの土壌の汚染の状況の調査結果を整理すること。

2 汚染の処理又は拡散の防止を行う区域

1で整理した調査結果に基づき、次に掲げるところにより定めた範囲を平面別、深度別に処理区域として設定すること。

(1) 地下水汚染がない場合は、各調査地点の汚染土壌の有無に応じて、汚染土壌の存在する範囲を定める。

(2) 地下水汚染がある場合は、各調査地点間の地下水中の特定有害物質の濃度を勘案して、汚染土壌の存在する範囲を定める。

3 汚染の処理又は拡散の防止の方法

1及び2により特定有害物質の汚染の状況を把握した区域においては、別表第2の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置等又はこれと同等以上の効果を有すると認められるそれぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置を講ずること。

4 汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始及び終了予定時期

汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始及び終了の予定時期を明らかにすること。

5 汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中の環境保全対策

汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて、次に掲げる方法により環境保全上の対策を講ずること。

- (1) 発生ガス及び排出ガス対策並びに排出水対策のための処理施設の設置等
- (2) 汚染した土壌の飛散又は流出の防止のための設備の設置等
- (3) 地下水の揚水等による地盤の沈下の監視
- (4) 騒音、振動、悪臭を防止するための環境保全上の対策
- (5) 汚染土壌の運搬に当たっての当該土壌の飛散又は漏えいの防止措置
- (6) 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、汚染の状況並びに汚染処理の区域、方法、開始及び終了の時期、汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中の環境保全対策の内容その他の汚染処理計画又は拡散防止計画の内容の概要及び問合せ窓口等についての掲示

6 基準超過土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

基準超過土壌を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ次に定める方法により搬出及び搬出先での処理を実施する。

(1) 基準超過土壌の搬出

ア 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(2) 基準超過土壌の搬出先での処理

ア 基準超過土壌を処理する施設の種類の、次に掲げるとおりとする。

(ア) 基準超過土壌処理施設（法第22条第1項の許可を受けた施設をいう。）

(イ) セメント製造施設（基準超過土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設をいう。）

(ウ) 埋立処理施設（基準超過土壌の埋立てを行うための施設をいう。）

イ 基準超過土壌を処理する施設への搬出は、次に掲げるところによる。

(ア) 当該施設の処理能力を超える基準超過土壌又は当該施設において処理することができない基準超過土壌を搬出しないこと。

(イ) アの(ア)に掲げる施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準を超える特定有害物質を含む汚染土壌を搬出しないこと。

(ウ) アの(ウ)に掲げる施設にあつては、第二溶出量基準を超える基準超過土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する場所で基準超過土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、基準超過土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規

定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）第 4 条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）第 5 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）を超える場合における当該基準超過土壌）を搬出しないこと。

(3) 管理票の交付等

基準超過土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、当該委託に係る基準超過土壌の引渡しと同時に当該基準超過土壌の運搬を受託した者（当該委託が基準超過土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、次に掲げるところにより管理票を交付すること。また、当該基準超過土壌の運搬を受託した者又は処理を受託した者から管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から 5 年間保存すること。

ア 管理票の交付

管理票は、次に定めるところにより交付する。

- (7) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、当該基準超過土壌の搬出先が 2 以上である場合には、搬出先ごとに交付する。
- (4) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間、保管すること。

イ 管理票の記載事項

管理票に記載する事項は、次のとおりとする。

- (7) 当該委託に係る基準超過土壌の特定有害物質による汚染状態
- (4) 当該委託に係る基準超過土壌の体積
- (7) 当該委託に係る基準超過土壌の運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称
- (4) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (7) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) 対象地の所在地
- (7) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (7) 運搬受託者の住所及び連絡先

- (ケ) 運搬の際、積替え等を行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (コ) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (ク) 処理受託者の住所及び連絡先
- (ク) 当該委託に係る基準超過土壌の処理を行う基準超過土壌を処理する施設の名称及び所在地
- (ス) 当該委託に係る基準超過土壌の荷姿

第3 汚染の処理又は拡散の防止の措置の完了

別表第2の中欄及び右欄に定める措置ごとに、別表第3に定める実施の方法に従って行われたことを確認するものとする。

また、計画に沿って実施した措置が、適正に記録し、保存されていることを確認するものとする。

附 則

この告示の施行の際現に条例第77条第1項、第79条第1項又は第80条第2項に規定する調査に着手している者に対する土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の適用については、なお従前の例によることができる。

前 文（抄）（平成26年8月15日告示第1159号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成29年2月7日告示第180号）

平成29年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成31年3月29日告示第301号）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に条例第77条第1項、第79条第1項若しくは第5項若しくは第80条第1項若しくは第2項に規定する調査に着手している者又は第78条第1項、第79条第2項若しくは第5項若しくは第80条第3項に規定する計画の作成に着手している者若しくは汚染した土壌の処理若しくは汚染の拡散の防止の措置に着手している者に対する土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の運用については、なお従前の例によることができる。

前 文（抄）（令和2年12月22日告示第1455号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に条例第77条第2項、第79条第1項若しくは第80条第2項の報告をした者又は同条例第78条第1項の命令を受けた者に係る改正後の別表第1のカドミウム及びその化合物の項及びトリクロロエチレンの項の規定の運用については、なお従前の例による。

別表第1 第二溶出量基準値

特定有害物質の種類	第二溶出量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.09ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	検液1リットルにつき砒 ^ひ 素0.3ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン 若しくはトランス-1,2-ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	検液1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの量の合計0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	検液1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.3ミリグラム

ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 30 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 24 ミリグラム
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
備考 この表の右欄に掲げる「検出されないこと。」とは、測定した結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

別表第2 汚染処理等の実施の方法

土地	講ずべき汚染の除去等の措置	講ずべき汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
1 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準を超過し、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）。	次項から6の項までの左欄に掲げる土地の土壤の汚染状態に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置
2 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準を超過し、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	基準超過土壤のある区域の側面に、不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止の	(1) 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。）。 (2) 基準超過土壤を当該土地から取り除き、又は基準超過土壤の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壤汚染の除去」という。）。

	<p>ための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準超過土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準超過土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）。</p>	
<p>3 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準を超過し、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準超過土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）。</p> <p>(2) 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>(3) 土壌汚染の除去</p>
<p>4 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準を超過し、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。）。</p> <p>(2) 遮断工封じ込め</p>

<p>染が生じている土地(前項に掲げる土地を除く。)</p>		<p>(3) 地下水汚染の拡大の防止 (4) 土壌汚染の除去</p>
<p>5 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準を超過し、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>遮断工封じ込め</p>	<p>(1) 地下水汚染の拡大の防止 (2) 土壌汚染の除去</p>
<p>6 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準を超過し、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地(前項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 遮断工封じ込め (2) 地下水汚染の拡大の防止 (3) 土壌汚染の除去</p>
<p>7 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準を超過している土地(乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって、土地の形質の変更が頻繁に行われるこ</p>	<p>土壌汚染の除去</p>	<p>(1) 舗装すること(以下「舗装」という。) (2) 人が立ち入ることができないようにすること(以下「立入禁止」という。)</p>

<p>とにより次項又は9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。)</p>		
<p>8 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準を超過している土地(現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの限り、前項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>土壌を掘削して地表面を低くし、基準超過土壌以外の土壌により覆うこと(以下「土壌入換え」という。)</p>	<p>(1) 舗装 (2) 立入禁止 (3) 土壌汚染の除去</p>
<p>9 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準を超過している土地(前2項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>基準超過土壌以外の土壌により覆うこと(以下「盛土」という。)</p>	<p>(1) 舗装 (2) 立入禁止 (3) 土壌入換え (4) 土壌汚染の除去</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規定により基準超過土壌を掘削する場合を除き、基準超過土壌が存在する区域において基準超過土壌を掘削するときは、この表の規</p>		

定にかかわらず、別表第3の5の項の方法により土壌汚染の除去の措置を実施すること。

2 知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものが実施する汚染処理等の方法は、この表の規定にかかわらず、汚染処理等の措置を行う区域内の土壌が土壌溶出量基準を超える場合にあっては1の項に規定する地下水の水質の測定とし、汚染処理等の措置を行う区域内の土壌が土壌含有量基準を超える場合にあっては7の項に規定する立入禁止措置とする。ただし、これらと同等以上の効果を有すると認められる右欄に定める方法により汚染処理等を実施することを希望する場合は、この限りでない。

別表第3

汚染の除去等の措置の種類	汚染の除去等の措置の実施の方法
1 地下水の水質の測定	(1) 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）により測定すること。 (2) (1)の測定の結果を知事に報告すること。

<p>2 原位置封じ 込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、当該土地の基準超過土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>(3) 次のいずれかの方法により、(2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。</p> <p>ア (1)の方法と同等以上の方法により、(1)により把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ1メートルから1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定する方法</p> <p>イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあつては、当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法</p> <p>ウ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあつては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ</p>
-----------------------	---

重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定すること。

- (4) 基準超過土壌のある範囲の側面を囲み、基準超過土壌の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- (5) (4)の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
- (6) (5)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- (7) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(5)により設けられた覆いの表面を基準超過土壌以外の土壌（基準超過土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準超過土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。
- (8) (4)の構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。
- (9) (4)の構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、(8)の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

3 遮水工封じ
込め

- (1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。
- (2) (1)により把握された基準超過土壌を掘削し、掘削された基準超過土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。
- (3) (2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。
- (4) 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に(2)により掘削された基準超過土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、(2)により第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。
- (5) (4)により埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
- (6) (5)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

	<p>(7) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが 適当でない認められる用途に用いられている土地に あっては、必要に応じ(5)により設けられた覆いの表面 を基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>(8) (4)により埋め戻された場所にある地下水の下流側の 周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上 定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定 有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測 定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間 継続することを確認すること。</p> <p>(9) (4)により埋め戻された場所の内部の1以上の地点に 観測井を設け、(8)の確認がされるまでの間、雨水、地 下水その他の水の浸入がないことを確認する</p>
<p>4 地下水汚染 の拡大の防止</p>	<p>(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染 の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水 施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質 を除去し、当該地下水の水質を排水基準（汚染土 壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号） 第4条第1号リ(1)に規定する排水基準をいう。） に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45 年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域 をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を 排除基準（同令第4条第1号ヌ(1)に規定する排除基 準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和 33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水 道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、 同条第6号に規定する終末処理場を設置しているも の（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。） をいう。）に排除すること。</p> <p>ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると</p>

認められる範囲であって、基準超過土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

エ ウの測定の結果を知事に報告すること。

(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

ア 当該土地の地下水汚染の状況について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。）を設置すること。

ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準超過土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、地下水基準を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合

	<p>において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。</p> <p>エ ウの測定の結果を知事に報告すること。</p>
<p>5 土壤汚染の除去</p>	<p>(1) 基準超過土壤の掘削による除去</p> <p>ア 基準超過土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壤を掘削し、掘削された場所を基準超過土壤以外の土壤により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壤汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を1回確認すること。</p> <p>(2) 原位置での浄化による除去</p> <p>ア 基準超過土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準超過土壤を掘</p>

削せずに行う方法により、アにより把握された基準超過土壌から特定有害物質を除去すること。

ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの基準超過土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により土壌溶出量基準を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあつては、当該地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの1回の確認とすることができる。

エ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準超過土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第19号により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態

	<p>にあることを確認すること。</p>
<p>6 遮断工封じ 込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(2) (1)により把握された基準超過土壌を掘削すること。</p> <p>(3) 当該土地に、基準超過土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 ア 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 イ 埋め戻す基準超過土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。 ウ 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>(4) (3)により設置した仕切設備の内部に、(2)により掘削した基準超過土壌を埋め戻すこと。</p> <p>(5) (4)により土壌の埋め戻しを行った後、(3)の開口部を(3)アからウまでの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>(6) (5)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(7) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが</p>

	<p>適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(5)により設けられた覆いの表面を基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>(8) (4)により埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>(9) (4)により埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、(8)による確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
7 不溶化	<p>(1) 原位置不溶化</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壌を薬剤の注入その他の基準超過土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。</p> <p>ウ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある範囲について、100平方メートルごとに1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準超過土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>エ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準超過土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>オ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある</p>

範囲にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋め戻し

ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準超過土壌を掘削し、掘削された基準超過土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ウ イにより性状の変更を行った土壌について、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

<p>8 舗装</p>	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。</p> <p>(2) (1)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>9 立入禁止</p>	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>(2) 当該土地の区域外への基準超過土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>(3) (1)により設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
<p>10 土壌入換え</p>	<p>(1) 区域外土壌入換え</p> <p>ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準超過土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準超過土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p>

	<p>ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 区域内土壌入換え</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壌のある範囲において、アにより把握された基準超過土壌及び地表から当該基準超過土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準超過土壌以外の土壌を掘削すること。</p> <p>ウ イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準超過土壌を埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>11 盛土</p>	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準超過土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>(2) (1)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水の汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	